

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第58号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条政策部財政課第7号中「財団法人大和市学校建設公社（昭和48年1月31日に財団法人大和市学校建設公社という名称で設立された法人をいう。）」を削る。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。